

保育園・認定こども園【施設型給付費】等 教育・保育給付認定申請について

保育園・認定こども園等教育・保育給付認定は、保育を必要とする理由、保育の必要量に応じて審査し、保育の必要性を下記の3つの区分の内のいずれかに認定するものです。教育・保育給付認定申請書は、保育園・認定こども園の申込み時に入園申込書と併せてご提出して下さるようお願いいたします。

1. 「認定区分」

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	教育標準時間 9:00～14:00	認定こども園
2号認定 (満3歳以上・ 保育認定)	お子さんが満3歳以上で、※「 保育の必要性の基準 」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	★1「保育標準時間」 8:00～19:00 ★2「保育短時間」 8:00～16:00	保育園・ 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・ 保育認定)	お子さんが満3歳未満で、※「 保育の必要性の基準 」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	★1「保育標準時間」 8:00～19:00 ★2「保育短時間」 8:00～16:00	保育園・ 認定こども園

2. 「保育の必要性の基準」

事由	保護者の状況	保育必要量	給付認定期間
1 就労等	1か月あたり48時間以上の就労の場合（外勤、自営業、農業、内職等）	120時間以上	標準時間
		48時間以上120時間未満	短時間
		育児休業中	短時間
2 妊娠・出産	出産のため保育ができない場合	標準時間 短時間	産前2か月 産後2か月
3 疾病・障がい	病気や負傷、障がいにより保育ができない場合	標準時間 短時間	医師の診断書等による期間
4 介護等	家族の病気や負傷、障がいなどの看護・介護のため保育ができない場合	標準時間 短時間	医師の診断書等による期間
5 求職活動	求職活動、起業準備の場合	短時間	90日間
6 就学	職業訓練校等の就学	標準時間	在籍する 月の末日
		短時間	
7 その他	生後1年に達しない児童を育児している場合等	短時間	育児している期間

3. 「利用時間区分」

利用時間区分	保護者の状況	保育利用時間／1日
★1「保育標準時間」	主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。原則、月120時間以上の就労等。	最大11時間
★2「保育短時間」	主に保護者のいずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。月48時間以上120時間未満の就労、求職活動等	最大8時間

令和6年度 保育園・認定こども園入園の申込受付について

【入園受付について】

◆一次募集

認定区分	対象者	受付期間	受付場所
1号	・3歳児以上のお子さん	令和5年10月2日（月） ～10月25日（水）締切り 土曜日、日曜日、祝日を除く 午前9時00分から 午後5時00分まで	第1希望の 保育園・認 定こども園 へ申請書類 を提出して ください。
2・3号	・令和6年度の入園を希望し、保護者が「保育の必要性の基準」に該当する方 ・生まれる前のお子さん申し込みができます。 ※出産予定日が令和6年6月30日までの方。ただし入園希望日が令和6年11月1日以降の方は対象外となります。入園対象月齢は令和6年度保育園・認定こども園（入園受付）一覧をご確認ください。		

◆一次募集で申し込みができなかった方

認定区分	対象者	受付期間	受付場所
1号	・3歳児以上のお子さん	・令和6年2月1日以降 ・希望月の前々月末日締切り 土曜日、日曜日、祝日を除く 午前8時30分から 午後5時15分まで	こども支援課 へ申請書類を 提出してくだ さい。
2・3号	・令和6年度の入園を希望し、「保育の必要性の基準」に該当する方 ※生まれる前のお子さんは対象外となります。		

～ 入園を希望するすべて（1・2・3号申請）の方へ ～

【入園までのスケジュール予定について】

内 容	一次募集		一次募集で申し込みができなかった方
	入園希望月	令和6年4月～5月	令和6年6月以降～11月
申込み締切り	令和5年10月25日（水）	令和5年10月25日（水）	希望月の前々月末日 例：9月1日入園希望の場合 ⇒7月31日まで
入所承諾通知書・ 入園説明会案内の発送	1月中旬	希望月の1か月前	希望月の1か月前
利用者負担額（保育料）・ 副食費決定通知書の発送	4月中旬	希望月の1か月前	希望月の1か月前
各園での 入園説明会	2月中旬～下旬	入所承諾通知書等の書類を発送後、園から保護者の方へ連絡し日程を合わせていただきます。	

【利用者負担額（保育料）・副食費を算定するために】

- ・保育料算定（3歳未満児）及び副食費徴収（3歳以上児）の有無を確認するため児童に係る世帯の課税状況を閲覧することを同意いただける場合は、入園申込書の『課税状況閲覧同意欄』に記名・押印してください。同意いただけない場合は、世帯員全員の課税証明を添付してください。
- ・令和5年1月1日現在、胎内市に住民票がなかった方について、個人番号（マイナンバー）を用いて自治体間で入園に必要な情報提供を受けることができますので、課税資料を提出する必要はありません。
- ・住民票の有無に関わらず、所得の確定申告等を行っていない方については、正確な保育料算定及び副食費徴収の有無を確認するため、所得情報が必要となりますので税担当課で申告くださるようお願いいたします。

【保育料・副食費について】

・ 3歳児から5歳児

保育料については無償となります。ただし副食費及び主食費（完全給食の場合）、諸経費等負担となります。副食給食の場合、主食は各自持参となります。

※副食費については、市町村民税額または多子軽減制度等により免除となる場合があります。

・ 0歳児から2歳児

利用者負担額（保育料）は、保育の必要量（標準時間または短時間）及び父母（父母の所得に応じ児童と同居している祖父母等を含む場合があります）の市町村民税額により決定します。

なお、4月から8月分までは令和4年度、9月から3月までは令和5年度の市町村民税額から算出し決定します。

※利用者負担額（保育料）については、多子軽減制度等により減免、免除となる場合があります。

なお、0歳児から2歳児の副食費は保育料に含まれております。



入園申し込みに必要な書類は胎内市ホームページ（左のQRコード）よりダウンロードすることができます。

～ 保育を希望（2・3号申請）する方へ ～

【保育の実施を希望する期間について】

・ 入園日より慣らし保育が開始し、通常保育となるまで4日から1週間程度かかります。育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方は、慣らし保育期間を考慮したうえ、原則**入園希望をする月の1日を開始日**としてをご記入ください。

・ 年度途中の入園開始日について申請の際に聞き取りをさせていただく場合があります。

・ 出生前の入園を希望する方は、出生の手続き終了後、開始日が変更となる場合があります。

・ **保護者の就労状況や育児休業期間の変更により入園開始日に変更がある場合は、速やかにこども支援課へ届け出てください。**また就労証明書等の必要書類を提出してください。

【就労証明書について】

・ **事業主（勤務先担当者）が胎内市のホームページより「就労証明書」をダウンロードし直接入力して作成**することができます。

・ 「**就労証明書**」は**事業主が作成する書類**です。事業主に無断で作成し改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

・ **事業所で証明された「就労証明書」は、保護者の方も記載内容を確認**してください。

・ 証明事項について、担当職員が勤務先に確認することがあります。なお、記載内容（勤務時間・日数等）が実態と異なる場合、退園となることがあります。

・ **育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方も事業所（勤務先）の証明が必要**となります。

※兄弟姉妹2人以上で同時に申し込みをする場合は、1人目（上の子）は原本、2人目以降の分は写しでも可能です。

【家庭状況申立書について】

「認定こども園・保育園へ入園できる基準」を参照していただき、保護者ご本人の状況また保育を希望する事由をなるべく詳しく記入してください。（添付書類が必要な場合は、併せて提出してください。）

【入園の選考について】

- ・受付期間内に申し込みのあった全児童を対象に入園基準を満たしているか等の審査を行います。
- ・定員を超えて申し込みがあった場合は、「胎内市入園選考基準表」に基づき、「保育の必要性が高い児童」から優先的に入園していただきます。これにより第2希望や第3希望の園へ移っていただくことがありますのでご了承ください。
- ・保育料及び副食費を滞納した場合、父母又は同居している祖父母の同席において納付相談を行いますので、ご理解ください。
- ・求職活動中の場合は、希望に沿えないことがあります。
- ・年度途中の入園はすぐに対応できないことがありますので、ご承知のうえ早めにご相談ください。
- ・各保育園・認定こども園において、各年齢の申し込み人数に応じて利用調整する場合があります。

～ 入園申し込みに必要な書類 ～

【1・2・3号を申請する方（共通書類）】

教育・保育給付 認定申請書 入園申込書	記入例を参考にして記入してください。
生活・健康状況調査票	
個人番号確認 *保護者及び 申請児童の分	①～④のいずれか ①個人番号カード②通知カード③個人番号通知書④マイナンバー記載ありの住民票 個人番号カードがない方は提出する方の本人を確認できるものが必要となります。 保護者または代理で提出する方の運転免許証、パスポートなど ※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
個人情報に係る同意書及び 利用申込みに係る確認書	記載事項をご確認のうえ、署名してください。
預貯金口座振替依頼書	対象：公立保育園・こども園、私立保育園（3歳児未満） *通帳届出印のお間違えのないようご確認ください。
通帳の写し	*私立こども園、私立保育園（3歳児以上）に入園希望の方は各園の様式となります。

【2・3号を申請する方】

*保育を希望する事由により、父・母の就労状況証明書又は、家庭状況申立書および添付書類が必要となります。

事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
1 就労等	外勤、育児休業中、内職等	就労証明書	直近の確定申告書の写し*確定申告書の写しがない場合は、開業届等の写し
	自営業、農業	家庭状況申立書	
2 妊娠・出産	出産のため保育ができない場合	家庭状況申立書	出生（予定）日が分かる書類の写し『母子手帳、妊産婦医療費助成受給者証等』
3 疾病・障がい	病気や負傷、障がいにより保育ができない場合	家庭状況申立書	・医師の診断書 ・身体・精神・療育手帳の写し
4 介護等	家族の病気や負傷、障がいなどの看護・介護のため保育ができない場合	家庭状況申立書	・介護保険証等の写し等
5 求職活動	求職活動、起業準備の場合	家庭状況申立書	・求職活動に関する報告書（裏面）求職活動支援機関等利用証明書 ・ハローワークの求職受付票の写し
6 就学	職業訓練校等の就学	家庭状況申立書	学生であることの証明書の写しなど
7 その他	生後1年に達しない児童を育児している場合等	家庭状況申立書	